

令和6年台風10号により被害を受けた方へ

平塚市社会福祉協議会 災害見舞金のご案内

平塚市内でこのたびの令和6年台風10号により被害を受けた市民の皆様にお見舞い申し上げます。平塚市社会福祉協議会では、市内で災害により被害を受けた方に対して、災害見舞金を支給します。災害見舞金の支給額は次のとおりです。被災した世帯主等へお支払いします。

種類	給付金(財源:平塚市社会福祉協議会及び神奈川県共同募金会)
内容	(1) 世帯代表者(世帯主)及び世帯員の死亡 1人につき20,000円 (2) 世帯代表者(世帯主)及び世帯員の重傷 1人につき10,000円 (3) 住居(住家)の全焼、全壊又は全損 20,000円 (4) 住居(住家)の半焼、半壊又は半損 10,000円 (5) 住居(住家)の床上浸水又は床上以上の土砂等のたい積 10,000円
対象者	・被災時に平塚市に住民票があり、居住していた方 ・平塚市に住民票があり、かつ、被災時に実際に住んでいた住居(住家)に上記被害を受けた方(住家以外は対象外です)
申請に必要な書類等	(1) 災害見舞金支給調書(平塚市社会福祉協議会ウェブページからダウンロードできます。) https://www.hiratsukasyakyo.jp/topics/disaster/mimai.html (2) り災証明書(コピー可) (3) 通帳等の写し(振込先の口座名義人、口座番号等がわかるもの) (4) 申請者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等。郵送の場合、写し) (5) 印鑑
申請方法	・郵送又は窓口(下記の間合せ窓口)へ申請に必要な書類を提出してください。*郵送料はご負担ください。
問い合わせ・窓口	平塚市社会福祉協議会 暮らしサポート相談 平塚市役所1階 128窓口 平日:午前8時30分~午後5時 電話:0463-21-8813
郵送先	〒254-0047 平塚市追分1-43 平塚市福社会館内 平塚市社会福祉協議会 地域福祉推進課 災害見舞金係